## 関係機関との協議結果

薬王堂大田原若草店 大田原市意見徴収結果に対する回答

No.	所管課室等	協議事項	回答
$\vdash$	政策推進課	特になし	
2	危機管理課	特になし	
n	生活環境課	・騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設を設置する場合は、届出を要する。 ・公害関係法令及び栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業に係る騒音、振動等に該当する作業を行う場合は届出を要する。 ・騒音等生活苦情に対しては、誠意をもって速やかに対応すること。 ・住居付近の室外機については、騒音及び低周波の低減に努めること。なお、苦情があった場合には真摯に対応すること。 ・事業系一般廃棄物は、市の許可業者に依頼するか、自ら適正に処理すること。	・騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設を設置する場合は 届出いたします。 ・公害関係法令及び栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づ く特定建設作業に係る騒音、振動等に該当する作業を行う場合は 届出いたします。 ・騒音等生活苦情に対しては、誠意をもって速やかに対応いたし ます。 ・住居付近の室外機については、騒音及び低周波の低減に努めま す。なお、苦情があった場合には真摯に対応いたします。 ・事業系一般廃棄物は、市の許可業者に依頼いたします。
4	道路課	特になし	1
		・「大規模小売店舗出店計画書」の添付書類「添付図3」に「都市計画公園5・5・1号水辺公園」の名称の追加を求める。(別添のとおり) ・敷地の一部が都市計画公園(水辺公園)の都市計画範囲にかかるため「都市計画法第53条」による許可申請が必要。 ・大規模小売店舗立地法第2条に規定される店舗の床面積が1,000㎡以上であり、立地適正化計画の都市機能誘導区域外のため「都市再生特別措置法第108条第1項」の規定に基づき、開発行為・建築等行為に着手する30目前までに届出が必要。 ・屋外広告物について都市計画課と協議すること。 ・駐車場法、バリアフリー法の各規定を遵守すること。	・「大規模小売店舗出店計画書」の添付書類「添付図3」に「都市計画公園5・5・1号水辺公園」の名称の追加しました。(別添のとおり) ・敷地の一部が都市計画公園(水辺公園)の都市計画範囲にかかるため「都市計画法第53条」による許可申請いたします。・大規模小売店舗立地法第2条に規定される店舗の床面積が1,000㎡以上であり、立地適正化計画の都市機能誘導区域外のため「都市再生特別措置法第108条第1項」の規定に基づき、開発行為・建築等行為に着手する30日前までに届出をいたします。・屋外広告物について都市計画課と協議を行いました。・駐車場法、バリアフリー法の各規定を遵守いたします。
9	商工観光課	特になし	

## 大規模小売店舗立地法 が木県指導事項等に対する回答

		人処侯사건리태노면죠 "께스뉴테츅肀块큒니지) 이미금	
No.	所管課室等	指導事項等	回答
П	地域振興課 担当:中島 TEL:028-623-2267 FAX:028-623-3924	国土利用計画法第 23 条第1項に基づく届出の要否ついて、 大田原市都計画課に確認してください。	国土利用計画法第 23 条第 1項に基づく届出の要否ついて、 確認しました。 土地の売買は発生しないことから不要となります。
2	県民協働推進課担当:菊地 TEL:028-623-3076 FAX:028-623-2121	1 酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20 歳未満の者に販売しないようお願いします。 2 図書類等 (DVD・ゲーム)7トを含む)を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第22 条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年(18 歳未満の者)には閲覧・販売等しないでください。また、陳列箇所に、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示 (大きさ30 cm×15cm)を行ってください。	<ul> <li>1 酒類、たばご類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い20歳未満の者に販売しないようにいたします。</li> <li>2 図書類等 (DVD・ゲームソアを含む)を取り扱う計画はありませんが、販売する場合は対応いたします。</li> </ul>
r	環境保全課 担当:前田 TEL:028-623-3188 FAX:028-623-3138	・出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いします。 (回答不要) ・3000m2 以上の土地の形質変更を行う場合、工事着手30 日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出が必要になります。 所管する県北環境森林事務所環境対策課(0287-22-2277)と協議してください。	・-・3000m2以上の土地の形質変更を行う場合、工事着手30日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出します。

資源循環推進課 担当:角田 TEL:028-623-3107 FAX:028-623-3113	○栃木県では令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までを計画期間とする資源循環推進計画を策定し、廃棄物の排出抑制を第一にした上で、リサイクルの促進など、循環型社会の形成を推進するための施策を展開することとしております。出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。 ○栃木県では令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用等、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。	<ul><li>○リサイクル促進等、可能な限り対応いたします。</li><li>○食品口ス削減等、可能な限り対応いたします。</li></ul>
交通政策課 担当: 湊 TEL:028-623-2409 FAX:028-623-2399 道路整備課 担当: 植木 FAX:028-623-2414 FAX:028-623-2417 直路保全課 道路保全課 1世当: 相馬	新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題 が発生した場合は、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要 な対応をお願いします。 道路法第十五条(都道府県道の管理)のうち、新設、改築の観点から意見 なし は、道路法第24条の承認が必要となりますので、確認をお願いします。 2計画地内の雨水排水について、具管理排水施設に接続しないで下さい。 ※指導事項等については、大田原土木事務所と協議願ます。	店舗開店後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合は、関係機関と協議を行い必要な対応をします。  1 県管理道路に接続する乗入れ等について、道路構造の改変等がありますので、道路法第24条の申請を行います。 2 計画地内の雨水排水について、県管理排水施設に接続しません。
1 ) ) )		

	上下水道課	雨水排水計画及び汚水排水計画については大田原市担当課と協議してくだ	1
∞	担当:大木	さい (回答不要)	
	TEL:028-623-2507		
		<無子	< 無子
		・開発許可の要否について、大田原市都市計画課と協議してください。	・開発許可の要否について、大田原市都市計画課と協議し
		(大田原市都市計画課:TEL0287-23-8758)	法子。
		<景観づくり担当>	<景観づくり担当>
		・栃木県景観条例に基づく大規模行為の届出について、大田原市都市計画	・栃木県景観条例に基づく大規模行為の届出について、大
		課と協議してください。(協議先:大田原市都市計画課0287-23-8758)	田原市都市計画課と協議します。
		・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申	・栃木県屋外広告物条例について、大田原市都市計画課と
		請について、大田原市都市計画課と協議してください。(協議先:大田原	協議します。
		市都市計画課 0287-23-8711)	<計画担当>
	都市政策課	<計画相>	・立地適正化計画について大田原市都市計画課と協議しま
σ	担当:越雲	・立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場	\$ to
)	TEL:028-623-2463	合には届出が必要となりますので、大田原市都市計画課と協議してくださ	・駐車場法について、大田原市都市計画課と協議します。
	FAX:028-623-2595	い。(協議先:大田原市都市計画課 0287-23-8711)	・駐車場の設置について、栃木県安全で安心なまちづくり
		・自動車の駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場の構造	推進指針に基づく措置を講じるよう努めます。(出入口の
		及び設備については、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準の適合	視認性確保、夜間出入口閉鎖、夜間駐車場照度の確保)
		義務が生じますので、大田原市都市計画課(駐車場法担当)と協議してく	
		ださい。(協議先:大田原市都市計画課 0287-23-8711)	
		・駐車場の設置にあっては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針	
		(犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針)」を参考にし	
		てください。	

			< 盛土安全推進班>
		現在、県では、令和7年4月1日に宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土	盛土規制法について、造成設計を行っている業者からご相
		規制法)の規制区域を指定できるよう準備を行っております。	談したいと思います。
		規制区域指定後においては、規制区域内で一定規模の盛土等を行う場合	
		には許可等が必要となることに加え、規制区域指定時に当該計画に係る工	
	都市政策課	事を継続している場合でも、届出が必要になることがあります。	
σ	担当:越雲	そのため、令和7年4月1日以降に工事に着手する場合又は、令和7年	
)	TEL:028-623-2463	4月1日時点で工事を継続している計画である場合には、盛土規制法の規	
	FAX:028-623-2595	制の適用を受けることがありますので、盛土規制法に基づく手続きの要否	
		について、詳細な図面や工程表をもとに、相談協議願います。	
		なお、規制区域の内外を確認したい場合については、現在、県のホーム	
		ページにて規制区域の案(現段階での案であり、確定したものではありま	
		せん。)を公表しておりますので、そちらを御確認ください。(相談先:	
		都市政策課盛土安全推進班 TEL 028-623-2801)	
	都市整備課	指示事項なし	1
10	担当:鈴木		
7	TEL:028-623-2507		
	FAX:028-623-2477		
		建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイ	建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法
		クル法)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エ	律(建設リサイクル法)、建築物のエネルギー消費性能の
	建築課	ネ法)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリア	向上に関する法律(建築物省エネ法)、高齢者、障害者等
7	上一: 無耳	フリー法)、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、大田原市	の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー
1	TEL:028-623-2514	建設水道部建築住宅課(TEL:0287-23-1178)と協議願います。なお、協	法)、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、
	FAX:028-623-2489	議日付、協議先、担当者等の協議結果について、栃木県県土整備部建築課	大田原市建設水道部建築住宅課と協議いたします。
		建築指導班(メール:sidohan@pref.tochigi.lg.jp)まで報告願います。	また、協議結果について、後日報告します。

	警察本部交通規制課	〇令和6年12月11日、事前協議終了。	-0
7	担当:金子・鈴木	○今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課と	〇今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と
77	TEL:028-623-3808	も再協議願います。	協議し、再協議いたします。
	FAX:028-623-3808		
	経営支援課	指導事項なし	1
7	担当:石崎		
, 	TEL:028-623-3176		
	FAX:028-623-3340		